

12月16日は 衆議院議員総選挙 最高裁判所裁判官国民審査



投票時間 ▶ 午前7時～午後8時

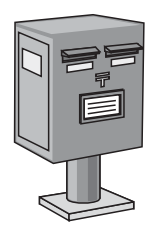
期日前投票

12月16日の選挙当日、投票所に行けない場合などは、投票日前でも直接投票箱に投票できる「期日前投票制度」をご利用ください。

- 期 間 衆 議 12月5日(水)～15日(土) ■ 場 所 浦河町選挙管理委員会(役場2階)
- 最高裁 12月9日(日)～15日(土)
- 時 間 午前8時30分～午後8時

郵便投票

郵便投票制度は、身体に重度の障害があったり、介護を必要とされる方で、投票日当日に投票所での投票が困難な方が自宅などから郵送で投票する制度です。



対 象 者	障害・要介護を証明するもの・その部位		障害の程度
		介護保険の被保険者証	
身 体 障 害 者 手 帳	両下肢・体幹・移動機能		1級・2級
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸		1級・3級
戦 傷 病 者 手 帳	免疫・肝臓		1級から3級
	両下肢、体幹		特別項症から第2項症
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓		特別項症から第3項症

※手帳の記載では該当するかどうか分からないときは、浦河町選挙管理委員会にお問い合わせください。

自筆での投票ができない方は、代理人による記載ができます

- ◎上記の対象者に該当し、なおかつ身体障害者手帳に「上肢又は視覚の障害が1級」と記載されている方、または、これらの障害の程度に該当することの証明を受けている方は、事前に届け出を行った代理人(選挙権を有する者)の記載により投票することができます。
 - ◎郵便投票制度に該当する方で、自宅で郵便による不在者投票を行いたい方は、あらかじめ郵便等投票証明書の手続きが必要となりますので、お早めに浦河町選挙管理委員会へお問い合わせください。
- 注意：郵便投票制度に該当する方でも、不在者投票のできる指定病院等に入院・入所中の場合は、そこで不在者投票ができるので、郵便投票制度の手続きをする必要はありません。
- 指定病院等：浦河町内では浦河赤十字病院、特別養護老人ホームちのみ荘、養護老人ホームちのみの郷、浦河緑苑、わらしべ園

上野深地区の投票所が変わります

いままで上野深生活館を投票所としておりましたが、平成24年12月16日の衆議院議員総選挙から柏陽館に変わります。投票所入口は、柏陽館正面の入口または集会室側の入口より入場してください。お間違いのないようにお願いします。